

(大正五年四月六日第三種郵便物認可)昭和十年一月廿五日印刷納本(毎月一回一日發行)

哲 學 研 究

第 二 卷 第 二 册

第 二 百 二 十 七 號

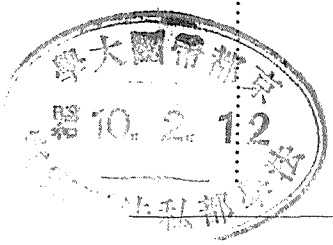
昭 和 十 年 二 月 一 日 發 行

歷 史 的 時 間 文 學 士 樺 俊 雄

神 と 人 間 の 問 題 (承 前) 文 學 士 片 山 正 直

時 間 と 實 在 工 學 士 上 田 大 助

雜 錄、新 刊 紹 介、卒 業 論 文 題 目、其 他



京 都 帝 國 大 學 文 學 部 內

京 都 哲 學 會

京都哲學會規則

- 第一條 本會ヲ京都哲學會ト稱ス
- 第二條 本會ハ廣義ニ於ケル哲學ノ研究及其普及ヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一、毎月一回研究会ヲ開ク
 - 一、毎年公開講演會ヲ開ク
 - 一、毎月一回雜誌『哲學研究』ヲ發行ス
- 第四條 本會事務所ヲ京都帝國大學文學部内ニ置ク
- 第五條 本會ノ事業ヲ經營スル爲メニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、委員(若干名)京都帝國大學文學部哲學科教官及委員會ニ於テ推薦シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
 - 一、書記(一名)委員會ニ於テ囑託ス
- 第六條 本會ノ趣旨ニ賛同スル者ハ何人ニテモ會員タルコトヲ得
學校、圖書館、教育會、其他ノ團體ハ其團體ノ名ヲ以テ入會ス
ルコトヲ得
- 第七條 會員ハ會費トシテ年四圓四拾錢、前後二期ニ分テテ前納
スベキモノトス
- 第八條 會員ハ本會ノ諸種ノ會合ニ出席スルコトヲ得、且ツ雜誌
『哲學研究』ノ配付ヲ受ク
- 第九條 本會規則ノ改正變更ハ委員會ノ決議ニ依ル

京都哲學會役員

委員

文學博士	天野貞祐
文學士	岩井勝二郎
文學博士	植田壽藏
文學士	臼井二尙
文學博士	小島祐馬
文學博士	木村素衛
文學博士	九鬼周造
文學博士	田邊元
文學士	中井正一
文學博士	野上俊夫
文學博士	羽溪了諦
文學博士	波多野精一
文學士	服部英次郎
文學博士	本田義英
文學博士	山内得立

會 告

一、本會へ入會希望者ハ京都市西洞院七條南内外出版印刷株式會社内京都哲學會宛テニ規定ノ會費(前表紙裏ニアリ)御納付ノ上御申込被下度候
 一、會員ニシテ轉居入退會等ノ編輯事務以外ノ一切ノ事務ハ内外出版印刷株式會社内京都哲學會へ御通知被下度候
 一、會費ハ振替口座大阪三〇六六三番 内外出版印刷株式會社内京都哲學會宛テニ御拂込被下度候
 一、本誌ノ編輯ニ關スル通信及紹介ノ新刊書寄贈雜誌等ハ凡テ本會宛テニ御發送被下度候
 京都帝國大學 文學部内 京都哲學會

註 文 規 定

◎ 會員にあらざる購讀者の御註文及び廣告に關する件は内外出版印刷株式會社へ御申込下され度候
 ◎ 本誌の御註文はすべて代金郵税共前金にて御送り下され度候
 ◎ 振替貯金にて御送金の際は(振替大阪三九三一番東京三九三一番)内外出版印刷株式會社宛に願上候
 ◎ 前金切れの場合に帶封に「前金切」の印章捺捺致すべきに付直に御拂込下され度候
 ◎ 特に請求書及領收書等を要する場合は郵券參錢御送付下され度候

定 價

冊 數	定 價	郵 稅
一冊	金四拾錢	壹錢
六冊(前金)	金貳圓四拾錢	不
十二冊(前金)	金四圓八拾錢	不

廣 告 料

一頁 金參拾圓 半頁ハ取扱不申

昭和十年一月廿五日印刷納本
 昭和十年二月一日發 行 第二百二十七號第二十卷

京都帝國大學文學部内

編輯者 京都哲學會

右代表者 服部英次郎

發行者 須磨勘兵衛

印刷者 須磨勘兵衛

印刷所 内外出版印刷株式會社

發 行 所

京都市下京區西洞院七條南

内外出版印刷株式會社

振替口座 大阪三九三五番 東京三九三一番

本社 京都市下京區西洞院通七條南入
 販賣所 東京市日本橋區本銀町三ノ十四 内外出版印刷株式會社

(東京) 寶文館 北隆館 東京堂 東海堂

賣 捌 所

(大阪) 寶文館 上田屋 參文社
 (神戸) 寶文館 盛文館
 (京都) 共盛社 大瀨書店

不許複製
 禁 轉 載

法律哲學原理

第一高學原校教授

三谷隆正著

菊判二九八頁
タロース裝兩入
定價三・二〇 送・二一

新刊

法律哲學に近づく道が二條あると思ふ。ひとつは法律學者が實證的法律學的研究を積んだ後、終に自家の學的對象に關する哲學的反省にまで深入りするもの、もうひとつは哲學者が其哲學的考究を實踐的人生的諸問題に向けつゝ、生活の重要な活事實としての法律にも其哲學的反省を傾注するもの、このふたつの行き方があると思ふ。此書の著者は前者の立場に立つものでなくして、後者の立場に立つものであると自任して居る。此書は斯く自任する著者が、自家独自の世界觀に立つて、法律の本質をかんがへ、法律一般に關する根本的原理を推理しようとした、その試みである。蓋し凡ての文化哲學についてさうであるやうに、法律哲學は人生に對する或る立場をとることによつてのみ、其出發の地歩を固め得るものである。世界觀の堅持なくして法律哲學の確立を期待することはできない。此書の著者は世界と人生とにつきプロテスタント的カント的立場をとる者か、或る立場に立つて人生と法律とを觀る時、法律の本質は那邊にあるか。その理論的基礎づけが本書の主題である。

岩波書店

東京一
田神
橋ツ

振替二
東四〇
京〇四

哲學研究 第二百二十七號 定價金四拾錢

大正五年四月六日 昭和十年一月廿五日印刷納本(毎月一回)
第三種郵便物認可 昭和十年二月一日發 行(一日發行)

郵税金志錢